

京都大学創立125周年記念シンボルマーク及びスローガンに関する規程の廃止について

京都大学創立125周年記念シンボルマーク及びスローガンに関する規程を廃止する規程

京都大学創立125周年記念シンボルマーク及びスローガンに関する規程（令和2年2月12日総長裁定）は、廃止する。

附 則（令和4年12月総長裁定）

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に使用しているシンボルマーク等については、同日以後においても引き続き使用することができる。この場合において、当該使用に関する取扱いについては、なお従前の例による。